

# 特 記 仕 様 書

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、設計第 災-172号 市道志幸上田線 道路災害復旧工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・土木工事共通仕様書（令和 5 年 8 月 広島県）
  - ※土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載されている。  
URL:<http://choutatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
  - ・その他関連規格類

### 第 2 節 災害復旧工事に係る緩和措置

- 1 本工事は、災害復旧工事に該当する。
- 2 土木工事共通仕様書1-1-2-6 工事の下請け「6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書」については、提出を求めない。
- 3 土木工事共通仕様書1-1-3-4 主要資材の購入「3. 理由書」については、提出を求めない。
- 4 請負対象設計金額（税込）3, 5 0 0 万円未満（建築一式工事にあつては7, 0 0 0 万円未満）の災害復旧工事に係る主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、兼務制限の件数（3 件以内）としてカウントしない。（兼務する全ての工事が3, 5 0 0 万円未満かつ三次市内であれば、災害復旧工事は無制限とする。）
- 5 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。
- 6 請負代金額が3, 5 0 0 万円未満の工事については、中間検査を省略する。

### 第 3 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、前節（1）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。
  - （1）兼務する工事が公共工事であること
  - （2）兼務する工事件数が本件工事を含め3 件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること
  - （3）監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が4, 0 0 0 万円（建築一式工事にあつては、8, 0 0 0 万円）以上の工事で密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。
  - （1）同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
  - （2）兼務する工事件数が本件工事を含め2 件以内であること

- (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務できないものとする。
- (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
- (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
- (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

#### 第 4 節 情報共有システム

- 1 請負金額500万円以上の工事（災害復旧工事は除く）は本システムの利用対象工事とする。ただし、対象外の工事であっても受注者が希望する場合は本システムを利用することができる。
- 2 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
- 広島県工事中情報共有システム（市町利用）  
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

#### 第 5 節 主任技術者の配置要件等

広島県共通仕様書1-1-3-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

### 第 2 章 材 料

#### 第 1 節 コンクリートブロック（粗面）

本工事に使用するコンクリートブロックは、周辺景観との調和に配慮するため、粗面ブロックを使用すること。

### 第 3 章 施工条件

#### 第 1 節 建設副産物

##### 1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

#### 第 2 節 その他

##### 1 小口止工・調整コンクリート工の施工

小口止工・調整コンクリートの施工にあたっては、天端面以外の可視部分には化粧型枠を使用すること。

なお、天端面は明度を抑えるため、表面をほうき仕上げとすること。

#### 第 4 章

##### その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 工事着手前に漁業組合と協議を行い、同意書等の承諾を得ること。